

令和2年6月5日

利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、引き続き以下のとおり取組みますので、どうぞご理解ご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

- ・窓口業務等を担当する職員並びに現場に向かう職員はマスク着用など咳エチケットを励行します。
- ・室内を適切な湿度管理に努めるとともに出入口ドアを開けるなど定期的に換気します。
- ・窓口に飛沫防止用透明シートの衝立を設置し、必要な場所・用具の消毒をします。

なお、感染防止の徹底のために取組んでいる当面の職員行動指針について、以下のとおり改訂したことをお知らせします。

【職員行動指針】(令和2年4月9日制定、6月5日改訂)

- ・日頃から、国が示した「新しい生活様式の実践例」などを参考として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着に努めましょう。
- ・不要不急の外出を控えるとともに、多数の人が集まる場所へ外出する場合(仕事上必要な場合も含む)は、マスクを着用しましょう。その際には、こまめに水分補給すること、人との距離を十分とって一時的にマスクをはずすことなど、熱中症予防に十分注意が必要です。
- ・普段から栄養と休養を十分にとり、免疫力を高め体調管理に注意しましょう。
- ・「①換気の悪い密閉空間」「②人が密集している」「③近距離での会話や発声が行われる」これら「3つの密」を避けましょう。
- ・出勤前に体温を計測し発熱等の症状がないことを把握し、出勤時に所属長へ報告願います。報告の方法については所属長の指示に従ってください。
- ・出勤時に次のような症状がある場合には、所属長に連絡し自宅で安静・療養してください。また症状により躊躇せず仙台市・宮城県電話相談窓口(コールセンター022-211-3883 又は、022-211-2882)に問い合わせください。
  - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - 重症化しやすい方(高齢者、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある方など)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・洗っていない手で目や口等の顔を触らないようにし、出勤時や外出からの帰宅時や飲食前などは、水道水と石けんによる手洗いをこまめに行いましょう。トイレや職場出入口付近に常備の消毒用アルコールによる手指消毒も有効です。
- ・職場での窓口対応や現場に出る場合、マスクを着用し、マスクがない場合には咳エチケットを守りましょう。
- ・職場内では適切な湿度管理に努めるとともに定期的に換気をしましょう。

(公財)仙台市建設公社